お 詫 び と 訂 正

2025 年5月 30 日現在

本誌記事中に下記の誤り・追加がございました。謹んでお詫び申し上げます。
下記の箇所を修正の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。
◆＝最新修正

2025 年度受験用 社労士V

6月号

◆25 ページのチャートⅡ－４の見出し	(誤) 特定健康審査等基本指針等	(正)特定健康診査等基本指針等

5月号

◆63 ページの Point の注の１行目	(誤) 出生時育児休業	(正) 出生時育児休業給付金

3月号

◆13 ページの「出生後休業支援給付金」の 19 行目	(誤) ☆a～bの 16 週間の意味	(正) ☆a～cの 16 週間の意味
◆ひっかけキーワード一問一答科目名	(誤)・国保	(正)・国年

2月号

◆13 ページの３行目	(誤)・「全部又は2分の1」が支給される場合があります。	(正)・「全部又は2分の1」が支給停止される場合があります。

1月号

◆７ページの「最高裁判所による法的判断」の６行目	(誤)・例外(賃金や労働条件に関する不利益変更の留意点)	(正)・例外(賃金や退職金に関する不利益変更の留意点)
◆８ページの「事実関係の概要」の２行目	(誤)第2子を出産した X は、	(正)第2子を妊娠した X は、
◆17 ページの解答・解説 04-２	(誤)三井倉庫港湾事件	(正)三井倉庫港運事件
◆40 ページのチャートV－４解答	(誤)D 65 歳	(正)削除
◆77 ページの Point 表の１行目	(誤)〔前提〕保健医療機関等などでの被保険者であることの確認	(正)〔前提〕保険医療機関等などでの被保険者であることの確認

12 月号

◆42 ページのチャートⅢ-12【一般拠出金の額の算定方法】空欄 C	(誤)1,000 分の2	(正)1,000 分の 0.02
◆51 ページのチャートⅢ-22 納期限の翌日からの期間の表 左列・３行目	(誤)3 カ月以降	(正) B 以降
◆61 ページの問１ 解答＆解説 選択肢 E の２行目	(誤)一元適用事業とされている。	(正)二元適用事業とされている。
◆65 ページの問５ 解答＆解説 選択肢 C	(誤)第2期の期末まで2カ月を下回っているため、増加概算保険料の延納の要件を満たしていないため、延納はできない。	(正)最初の期の納期限は 9 月 30 日ではなく、11 月 14 日である。

◆65 ページの問５ 選択肢 D の２行目	(誤)2回の延納をすることができ、	(正)3 回の延長をすることができ、 ※増加概算保険料の延納では、いわゆる「前半2カ月・後半2カ月」ルールが適用されない
◆75 ページの法改正の表 左列３行目	(誤) これまでの「資格確認書の訂正…(以下略)」	(正)これまでの「被保険者証の訂正…(以下略)」

11 月号

◆19 ページの法改正の表 左列３行目	(誤) 出生後休業支援給付、育児時就業給付の創設	(正) 出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設
◆42 ページのチャートⅤ-１ 再就職手当の【支給申請手続】	(誤)「事業主　経由」 →所轄公共職業安定所長へ提出	(正)削除 →管轄公共職業安定所長へ提出
◆43 ページのチャートⅤ-３ 常用就職支度手当の【支給申請手続】	(誤)「事業主　経由」 →所轄公共職業安定所長へ提出	(正)削除 →管轄公共職業安定所長へ提出
◆44 ページのチャートⅤ-４ 移転費の【支給申請手続】	(誤)「事業主　経由」 →所轄公共職業安定所長へ提出	(正)削除 →管轄公共職業安定所長へ提出
◆49 ページのチャートⅦ-３ 【支給要件】	(誤) 支給残日数 C 日以上	(正) 支給残日数 C 日以上 200 日未満
◆49 ページのチャートⅦ-３ 【支給要件】	(誤) 支給残日数 C 日以上 200 日未満	(正) 支給残日数 200 日以上
◆49 ページのチャートⅦ-３ 【支給額】左列１行目	(誤) 再就職後の支給対象月の賃金額が基本手当日額の算定となった賃金日額の	(正) 再就職後の支給対象月の賃金額が基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額に 30 を乗じて得た額の

10 月号

◆55 ページの問２　解答	(誤) 解答:A	(正) 解答:B
◆55 ページの問２　解説の５行目～12 行目	(誤)「加重」の扱いに該当するため…(以下略)	(正) 同一部位でないため、第1事故と第2事故は「加重」の扱いとはならず、それぞれ該当する障害等級の給付日数(第1事故→第6級:156 日分、第2事故→第1級:313 日分)が支給される。
◆60 ページの問７　選択肢オの１行目	(誤) 重大な過失により保険関係成立届を…(以下略)	(正) 故意に保険関係成立届を…(以下略)

９月号

◆22 ページのチャート１－１の右上、労働者について	(誤)事業の種類を問わず、	(正)職業の種類を問わず、

2024 年度受験用 社労士V

7月号

◆17～18 ページの表中 「その１」の下、「その２」の下（２箇所）	（誤）（(1)で紹介）	（正）（(1)①で紹介）
◆18 ページの表中 「その３」の下、「その４」の下（２箇所）	（誤）（(2)で紹介）	（正）（(1)②で紹介）

4月号

◆72 ページ POINT の表中下から１行目	（誤） 1カ月当たり 35 人（35 人×12＝120 人）	（正） 1カ月当たり 35 人（35 人×12＝420 人）

3月号

◆24 ページ 下から６行目	（誤） ×令和4年度の物価変動率	（正） ×令和4年の物価変動率
◆61 ページ 下から 11 行目	（誤） 1級 58,000 円から 32 級	（正） 1級 88,000 円から 32 級
◆64 ページ 問７Ａの解答	（誤） A ③ 650,000	（正） A ⑦ 650,000

2月号

◆39 ページ 一番下の表中左欄の下から２行目	（誤） ＝前年度の改定率×名目手取り賃金変動率	（正） ＝名目手取り賃金変動率
◆39 ページ 一番下の表中右欄の下から２行目	（誤） ＝前年度の改定率×物価変動率	（正） ＝物価変動率

1月号

◆83 ページ 労働一般常識Ａ１の解答	（誤） Ａ１ ○	（正） Ａ１ ×
◆21 ページ Step Up の表中健康保険組合の欄②の５行目	（誤） 者が病院もしくは診療所	（正） 者が組合開設の病院もしくは診療所

12 月号

◆41 ページ 図中１行目	（誤） 8月～10 月 11 月～3月	（正） 8月～11 月 12 月～3月
◆41 ページ 図中３つのグレーの表の左	（誤） A社 B社 C社	（正） A社 5/1 成立 B社 7/1 成立 C社 9/1 成立

9月号

◆90 ページ下から８行目、91 ページ下から６行目	（誤） 保健医療機関	（正） 保険医療機関
◆91 ページ上から２行目	（誤） 労働基準法第7条の	（正） 労働契約法第7条の

2023 年度受験用 社労士V

6月号

◆６ページおよび 10 ページ　「主な支出」の図中の下から３行目	（誤）後期高齢者納付金→支払基金	（正）後期高齢者支援金→支払基金
◆31 ページ　下から 13 行目	（誤）育児休業者割合	（正）育児休業者の有無別事業所割合

1月号

◆76 ページ　上から３行目	（誤）得た額をいう。	（正）得た額をいう。）の 1,000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

12 月号

◆69 ページ　下から７行目	（誤）第1級 98,000 円から第 32 級 650,000 円	（正）第1級 88,000 円から第 32 級 650,000 円

11 月号

◆67 ページ　(5)の表中　下から１行目	（誤）繰り上げた　繰下げ受給を開始したときから	（正）繰り下げた　繰下げ受給を開始したときから
◆71 ページ　下の図の左側	（誤）「基準傷病以外の傷病」「基準傷病」	削除してください。

10 月号

◆73 ページ　上から４～６行目	（誤）「上記⑤の「社会保険各法」とは、～」	全文を削除してください。
◆73 ページ　ページ下の解答	（誤）○ 「3月以上」は「1月以上」である。	（正）× 「3月以上」は「1月以上」である。
◆過去問重要キーワード「労基３」問題	（誤）国籍、信条、【A】又は【B】	（正）国籍、信条又は【B】
◆過去問重要キーワード「労基３」解答	（誤）A　性別　　B　社会的身分	（正）B　社会的身分